

# 令和 8 年度農林公社林業関係事業説明会

## 林業労働力確保支援センター説明資料

- |   |                                                  |         |
|---|--------------------------------------------------|---------|
| 1 | 令和 7 年度事業報告                                      | 資料No. 1 |
| 2 | 令和 8 年度事業計画概要<br>(令和 8 年度林業労働力確保支援センター実施講習)      | 資料No. 2 |
| 3 | 森林整備担い手対策事業<br>(森林の仕事エリアガイダンス・林業技能検定対策講習の開催について) | 資料No. 3 |
| 4 | にいがたフォレスト・ワーク支援事業                                | 資料No. 4 |
|   | (1) フォレストワーカー育成研修について                            | 資料No. 5 |
|   | (2) 森林施業プランナー育成研修について                            | 資料No. 6 |
|   | (3) 現場指導者育成研修について                                | 資料No. 7 |
|   | (4) 高性能林業機械オペレーターレベルアップ・メン<br>テナンス研修について         | 資料No. 8 |
|   | (5) 経営管理改善トップセミナーの開催について                         | 資料No. 9 |
| 5 | 「緑の雇用」担い手確保支援事業                                  | 資料No.10 |
|   | (1) フォレストワーカー集合研修について                            |         |
|   | (2) フォレストリーダー研修について                              |         |
| 6 | 林業機械貸付事業について                                     | 資料No.11 |
| 7 | 林業就業支援事業                                         |         |
|   | (1) 林業雇用管理改善について                                 | 資料No.12 |
|   | (2) 林業就業支援講習について                                 | 資料No.13 |
| 8 | 地域林政アドバイザー活用促進事業                                 | 資料No.14 |

## 令和8年度林業労働力確保支援センター事業

### 〔基本方針〕

- 県内の林業労働者は、木材価格の低迷による収益性低下や少子高齢化等により減少傾向が続いており、森林資源を活かした利用間伐や主伐作業等に移行するなか、将来を見据えた労働力の確保が喫緊の課題となっている。
- 林業の新規就業者は、近年約7割が転職者という特殊性があり、「やりがいがありそう」「自然の中で働ける」など肯定的な就業動機もあるものの、労働条件や労働環境から必要とする就業者の確保は厳しい状況が続いている。
- 林業の労働力を確保していくには、まずは事業量の確保、高性能林業機械の導入、安全対策の徹底など林業事業体の経営基盤の強化と賃金を含めた就労環境の改善を支援し、林業の魅力を高め発信していくことが重要となる。
- 新潟県農林公社としては、関係機関と連携しながら、経営管理改善や機械化を支援するとともに、リクルート支援はもとより、高度な技術の習得が期待される若年労働者の確保や高性能林業機械の作業システムを担うことができる人材を育成し、林業事業体の持続力を高めるなかで労働力の確保を進める。

### 〔重点推進事項〕

#### 1 就業に関する啓発活動

森林・林業への理解を深め就業に結び付けるため、林業のやりがいや魅力について若年層への普及啓発を進める。また、就業希望者の意向に即した研修により就業者の確保育成を図る。

#### 2 林業労働者の育成支援

林業労働者の育成を支援するため、森林施業プランナーの育成・強化や高性能林業機械オペレータの技能向上により、低コストで生産性の高い林業を実現し、収益の拡大を支援する。

#### 3 雇用管理の改善・事業の合理化

林業事業体の雇用管理の改善を図るため、事業体への巡回相談を進めるとともに、経営者層を対象にした研修会の開催や地域林政アドバイザーによる指導等を実施する。

#### 4 高性能林業機械の普及

森林施業の効率化・省力化や生産性の向上を図るため、現場作業におけるICT・DX化を普及啓発する。また、安全衛生対策を推進する現場指導者の育成を図る。

## 令和7年度林業労働力確保支援センター事業報告

事業細目	事業内容
<b>1 森林整備担い手対策事業</b> 労働環境整備促進事業 林業機械化促進事業 森林施業プランナー等育成事業 フォレストワーカー育成事業 にいがた緑の担い手育成・顕彰事業 山の守り手育成推進事業	健康保険掛金助成（19事業体155人） 安全衛生活動経費助成（1事業体） 休憩施設等レンタル助成（1事業体） 住宅手当・育成経費助成（7事業体） リース・レンタル助成（17事業体74台） 作業システム新規導入等助成（1事業体） 育成研修助成（森林施業5名） 育成研修助成（6名） 現場指導者育成研修支援（5名） 能力手当支給支援（3事業体） 技能講習等受講料助成（9事業体） インターンシップ等助成（4事業体、11名） 担い手育成、労働力確保広報活動支援等
<b>2 にいがたフォレスト・ワーク支援事業</b> 林業事業体等相談窓口活動 森林施業プランナー育成研修 フォレストワーカー育成研修 現場指導者育成研修 オペレーターレベルアップ研修 （メンテナンス含む） 雇用管理改善トップセミナー	13回 一次研修/6人 一年目研修/3人 二年目研修/6人 1回/5人 1回/10人 1回/10人
<b>3 林業就業支援事業</b> (1) 雇用管理改善 巡回指導相談 雇用管理セミナー (2) 林業就業支援講習	31事業体 1回/16人 11日間コース/8人 3日間コース/11人
<b>4 「緑の雇用」担い手確保支援事業</b> フォレストワーカー集合研修 フォレストリーダー研修	1年目/19人（R4/21人、R5/20人、R6/12人） 2年目/11人（R4/13人、R5/17人、R6/17人） 3年目/17人（R4/13人、R5/14人、R6/16人） 集合研修12人
<b>5 林業機械整備事業</b> 林業機械貸付	22台 延稼働日数：2,455日
<b>6 地域林政アドバイザー活用促進事業</b> 地域林政アドバイザー派遣指導	情報収集・指導 16市町村
<b>7 無料職業紹介事業</b> （にいがたグリーンワークセンター） 就業相談会開催 相談件数（R7年度就業者数）	13回（県外：1回、県内：10回、オンライン2回） 110件（3人、ほか県外0人）

令和8年度林業労働力確保支援センター事業内容

事業名	事業内容
<b>1 森林整備担い手対策事業</b>	
(1) 労働環境整備促進事業	<p>当該年度4月～当該年度3月                      ◇認定事業者が就労環境改善に関する経営指導を専門家に委託する経費及び指導を受けた事業者の労務管理体制等の改善状況確認及びフォローアップ指導に係る委託経費の助成。また、目的の達成に資する取組への助言及び、指導のための専門家への委託経費について助成(1-1)</p> <p>前年度1月～当該年度12月                      ◇認定事業者への健康保険料掛金の一部を助成(協働化協定等により増額助成)、安全衛生活動経費の助成(1-2)</p> <p>前年度1月～当該年度12月                      ◇森林整備担い手を雇用する認定事業者への簡易トイレや現場休憩所のリース・レンタル料の一部を助成(1-3)</p> <p>前年度1月～当該年度12月                      ◇就業2年未満の新規就業者に対する住宅手当及び育成経費の一部を助成(1-4)</p>
(2) 林業機械化促進事業	<p>前年度1月～当該年度12月                      ◇認定事業者への林業機械のリース・レンタル料の一部を助成(2-1)</p> <p>当該年度4月～当該年度3月                      ◇高性能林業機械による作業システムの新規導入認定事業者への林業機械のリース・レンタル料の一部を高率助成、企画提案型利用間伐等促進事業を実施する事業者への林業機械のリース・レンタル料の高率助成(2-3)</p>
(3) 森林施業プランナー等育成事業	<p>当該年度の研修受講期間                      ◇認定事業者への「森林施業プランナー等育成研修」参加助成(3-1)</p> <p>試験合格者及び認定者                      ◇森林施業プランナー一次試験及び二次試験合格者並びに森林経営プランナー認定者が所属する認定事業者等に対し、奨励金を交付(3-2)</p> <p>活動初年度                      ◇森林施業プランナー認定者が初めて森林施業プランナー活動を行う際の活動経費を助成(3-3)</p> <p>当該年度4月～当該年度3月                      ◇森林施業プランナーが在籍し、年に概ね10ha以上の主伐・再造林及び利用間伐のための集約化を実施した認定林業事業体に対し、集約化経費の一部を助成(3-4)</p> <p>当該年度4月～当該年度3月                      ◇森林施業プランナーが実践の場として公社造林地を活用、公社造林の効率的な間伐促進を図った事業体に助成(3-5)</p>
(4) フォレストワーカー育成事業	<p>当該年度4月～当該年度3月                      ◇認定林業事業体及び認定林業事業体を目指す事業者が、雇用する林業労働者を研修に参加させるのに要する経費のうち特別教育等受講料の一部を助成と育成研修に参加させるのに要する受講者の賃金相当額の一部を助成(4-1, 4-2)</p> <p>◇フォレストワーカーのレベルアップを図るため、認定林業事業体間における研修交流に対し、その経費の一部を助成(4-3)</p> <p>◇認定事業者への「現場指導者育成研修」等参加助成(4-4)</p>
(5) にいがた緑の担い手育成・顕彰事業	<p>1～2月表彰                      ◇森林整備担い手の確保・育成及び雇用の安定のため、顕著な取組や貢献をした事業者及び伐倒技術競技会等で優秀な成績を収めた個人を表彰(5-1)</p> <p>8月開催                      ◇大学生、専門学校生、高校生等の若者で、将来林業認定事業者への就職を希望し、森林技術者を目指す者を支援(5-2)</p> <p>前年度1月～当該年度12月                      ◇フォレストワーカー、フォレストリーダー、フォレストマネージャー、森林施業プランナー及び森林経営プランナー認定者に対し、能力手当を支給する認定事業者に対し、支給額の一部を助成、また、技能検定1・2級合格者等の所属する認定事業者に対し、技術指導費を助成(5-3)</p> <p>当該年度4月～当該年度3月                      ◇業務に必要な技能講習や特別教育等の受講料等の一部助成(「緑の雇用」・フォレストワーカー育成研修研修生は除く)(5-4)</p> <p>前年度1月～当該年度12月                      ◇インターンシップ及び職場見学・体験を受け入れた認定事業者の指導に係る経費の一部を助成(5-5)</p>
(6) 山の守り手育成推進事業	<p>当該年度4月～当該年度3月                      ◇森林整備担い手に関する活動等に係る費用</p> <p>◇山の守り手確保育成関連事業の普及に係る費用</p> <p>◇にいがたグリーンワーク事業の活動等に係る費用</p> <p>◇その他担い手の確保に係る経費(林業技能検定対策講習、求人等広報活動支援事業を含む)</p>
(7) 森林整備担い手対策事業企画委員会	必要に応じて開催 ◇森林整備担い手の育成・確保、安全衛生、福祉向上支援等の業務を円滑に推進するための委員会
<b>2 にいがたフォレストワーク支援事業</b>	
(1) 就業相談会の開催	◇就業希望者に対する就業相談会の開催、県内各地
(2) 就業ガイダンス	◇高校、専門学校でのガイダンス開催
(3) 林業体験講習	◇高校生、学生を対象とした就業体験
(4) 林業相談窓口活動	通年 ◇事業者等への相談窓口業務
(5) フォレストワーカー育成研修	6月～10月開催 ◇フォレストワーカー登録に必要な資格、研修時間を2年で取得
(6) 森林施業プランナー育成研修	8月～11月開催 ◇森林の適正な管理、森林資源の利活用、長期的なビジョンに基づく山づくりを行うために必要な知識と技能を有する技術者を養成(一次研修のみ)
(7) オペレーターレベルアップ研修	適宜開催 ◇高性能林業機械(伐木等機械)の操作研修と高性能林業機械メンテナンス研修
(8) 現場指導者育成研修	10月～12月開催 ◇林業作業士等の現場技術者に対する的確な技術指導法の習得研修
(9) 林業基本技術体験講習	適宜開催 ◇高校、専門学校の学生を対象とした林業に必要な基本的技術の体験・特別教育等講習
(10) 雇用管理改善トップセミナー	10月～3月開催 ◇事業者の管理者等を対象とした雇用管理改善のためのセミナー開催
<b>3 林業就業支援事業</b>	<b>*開催時期は予定</b>
(1) 林業雇用管理改善	通年 ◇雇用管理研修会、雇用管理改善相談会、巡回指導の実施
(2) 林業就業支援講習	<p>実践コース(11日間) 6月開催</p> <p>体験コース(3日間) 11月開催</p> <p>1日コース(相談会) 10月開催</p> <p>◇新たに林業就業を希望する求職者に対し林業に就職するために必要な知識や資格を身につけ林業への円滑な就職を支援する講習及び現場見学・相談会</p>
4 「緑の雇用」担い手確保支援事業	<p>4月開催                      ◇共同説明会の開催</p> <p>6月～11月開催                      ◇林業事業者就業者に対し、知識・技能を体系的に習得できるよう集合研修を実施</p> <p>7月～11月開催                      ◇就業経験5年以上のFW等に対し、現場管理責任者(FIL)研修を実施</p>
5 林業機械貸付事業	通年 ◇林業経営の生産性の向上を図ることを目的としてプロセッサ、フォワーダ等の各種林業機械の貸付事業
6 地域林政アドバイザー活用促進事業	通年 ◇専門技術者等の確保困難市町村に対し、地域林政アドバイザーを派遣し、森林管理システムの市町村実施体制支援
7 グリーンワークセンター(無料職業紹介所)事業	通年 ◇求人、求職者とのマッチング等新規就業者の確保推進

令和8年度林業労働力確保支援センター実施講習

事業名	講習名	対象者	取得可能資格等
いがたフォレスト・ワーク支援事業	フォレストワーカー育成研修 未定（6月～10月を予定）	フォレストワーカー登録されていない、以下の何れかに該当する者 ①認定事業体に雇用されている現場技術者で、林業経験年数が1年以上の者 ②認定事業体でない林業事業体に雇用されている現場技術者	261時間の座学とOJT 【研修中に取得する安全講習等】 普通救命講習 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育 荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育 伐木等の業務に係る特別教育 機械集材装置の運転業務に係る特別教育 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育 伐木等機械の運転の業務に係る特別教育 簡易架線集材装置等の業務に係る特別教育 車両系建設機械運転技能講習（整地・運搬・積込み用及び掘削用） 不整地運搬車運転技能講習 小型移動式クレーン運転技能講習 玉掛け技能講習
	森林施業プランナー育成研修 未定（8月～10月中旬を予定）	①認定林業事業体事業体に雇用されて通算2年以上勤務している者 ②主として森林整備に関する業務を行っている者	6日間の座学と実習
	オペレーターレベルアップ研修 （メンテナンス含む） 未定（12月～3月を予定）	専ら高性能林業機械（伐木等機械の運転の業務）に従事し①～③を修了している者 ①伐木等の業務に係る特別教育 ②伐木等機械の運転の業務に係る特別教育 ③車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習	2日間程度の高性能林業機械の操作研修及びメンテナンス研修
	現場指導者育成研修 未定（11月を予定）	経験年数5年以上の中堅森林技術員等で新規就業者等に対し現場技術の指導を行う者	チェンソーによる伐倒技術の再確認と新規就業者等に技術を正確に伝える方法の習得研修（講義及び実習）
林業就業支援事業	林業就業支援講習（実践コース） 6月	林業への就業を希望する者	11日間の座学と実習 【研修中に取得する安全講習等】 普通救命講習 刈払機取扱作業者安全衛生教育 伐木等の業務に係る特別教育（チェーンソー） 労安則36条第8号
	林業就業支援講習（体験コース） 11月	林業への就業を希望する者	3日間の座学と実習
	就業支援講習（1日間コース） 10月	林業への就職・転職を考えている者	1日間の職場見学と就業相談会

令和8年度林業労働力確保支援センター実施講習

事業名	講習名	対象者	取得可能資格等
「緑の雇用」担い手確保支援事業（集合研修）	フォレストワーカー1年目 6月1日～11月20日	①研修修了後、5年以上就業できる年齢であること ②労働条件等を明確にした雇用契約により採用される者 ③林業就業に必要な健康状態の者 ④当該年度を通じた就業を予定している者 ⑤林業就業に対する意識が明確な者 ⑥林業就業経験：通算2年未満	28日間程度の座学と実習 【研修中に取得する安全講習等】 普通救命講習 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育 伐木等の業務に係る特別教育（チェーンソー） 労安則36条第8号 玉掛け技能講習 小型移動式クレーン運転技能講習
	フォレストワーカー2年目 6月8日～10月28日	上記①のほか ②フォレストワーカー研修1年目を修了している者または研修を受講するのにふさわしい一定の技術水準を有する者	29日間程度の座学と実習 【研修中に取得する安全講習等】 車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転技能講習 不整地運搬車運転技能講習 荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育 機械集材装置の運転の業務に係る特別教育 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育
	フォレストワーカー3年目 6月15日～11月26日	上記①のほか ②フォレストワーカー研修2年目を修了している者または研修を受講するのにふさわしい一定の技術水準を有する者	21日間程度の座学と実習 【研修中に取得する安全講習等】 簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育 伐木等機械の運転の業務に係る特別教育
	フォレストリーダー研修 7月～11月	①林業就業経験：通算5年以上 ②研修を受講するにふさわしい一定の技術水準を有する者 ③現場管理を行う（見込を含む）者 ④研修修了後、5年以上就業できる年齢である者	16日間程度の座学と実習 【研修中に取得する安全講習等】 造林作業の作業指揮者等安全衛生教育 はい作業主任者技能講習 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
山の守り手育成 推進事業	林業技能検定対策講習 （3日間コース） 5月中旬	林業技能検定1級・2級の取得を目指す者	3日間の座学と実習 学科試験対策 実技試験対策 〔判断等試験対策 製作等作業試験対策〕

## 令和8年度森林整備担い手対策事業について

第4期5か年計画（R5～R9）を令和7年度に見直し、その後期計画（R8～R9）に基づき事業を実施します。

### 事業実施に当たっての留意事項

#### 1 専門家への指導等委託経費の助成について

労働環境整備促進事業で、昨年度までの専門家派遣に対する助成を見直し、雇用管理や経営の改善を目的として経営指導等の専門家に指導を委託した場合の委託経費に加え、目的達成に資する取組みへの助言及び指導のための専門家への委託経費についても助成します。

#### 2 通年雇用の促進及び労働安全の確保について

労働環境整備促進事業で月給制かつ通年雇用の森林技術者に対する健康保険料等の事業主負担掛金の一部助成及び通年雇用に必要な業務を他の認定事業体との協働化協定等（請負契約は対象外）により確保した場合、それぞれの事業体が負担している健康保険料掛金の助成額を増額しているため、引き続き通年雇用を検討してください。

また、安全衛生活動経費の助成も継続するので、労働安全確保に努めてください。

[対象経費：会場借上・講師謝金・講師旅費・準備費（資料・お茶代等）・AED設置費等]

#### 3 新規就業者に対する住宅手当及び育成経費の助成について

令和8年度も、以下のとおり助成します。

住宅手当については、事業体負担額の2分の1以内で1人当たり月20,000円を上限とし、育成手当については、1人当たり月5,000円の助成とします。

#### 4 森林施業プランナーの活動支援について

プランナー活動に対する助成について、「森林施業プランナー活動推進奨励事業」の助成内容を見直し、利用間伐に加え主伐・再造林を目的とした概ね10ha以上の集約化活動経費の助成に変更し、助成額も1人当たり20万円に増額しましたので、積極的な活用をお願いします。

また、「公社造林施業プランナー育成実践モデル事業」は公社造林の企画提案型利用間伐を実施している事業体でプランナーが在籍している場合は、助成対象になり、令和8年度から事後申請になるので、忘れずに申請してください。

#### 5 フォレストリーダー等キャリアアップ支援事業の積極的利用について

フォレストワーカー等のキャリアアップを支援し森林技術員の労働意欲を向上させる目的で能力手当の支給を行っている事業体に手当支給額の1/2を助成しています。

就業者の定着及び就労意欲の向上のため、手当支給を検討願います。

また、技能検定1級及び2級合格者並びに日本森林管理技術・技能審査認定協会によるランク4以上の認定者の勤務する認定事業体に対して技術指導費を助成しますので、森林技術員の積極的な受験を図ってください。

#### 6 林業技能検定受験料に対する助成について

林業技能検定受験料についても、「緑の担い手育成技能講習等支援事業」の助成対象になりますので、受験する場合は、忘れずに交付申請をお願いします。

## 7 インターンシップ及び職場見学・体験の受入れについて

令和3年度からインターンシップ及び職場見学・体験を受け入れた事業体に対して、指導に係る経費の一部を助成しています。ミスマッチ等による早期離職を防ぐため、積極的なインターンシップ等の受入れをお願いします。

8 新規事業（予定）として新規就業者確保を目的とした求人広告等の外部委託を含む活動経費の一部を助成しますので、活用をお願いします。

## 9 事業の活用について

業務実績から当事業の助成金対象となるにもかかわらず申請をしていない事業体があると思われます。特に、「就労環境整備促進事業」「林業機械リース・レンタル支援事業」「林業機械作業システム新規導入等支援事業」「公社造林森林施業プランナー育成実践モデル事業」「緑の担い手育成技能講習等支援事業」については、積極的な活用をお願いします。

## 10 助成金申請について

申請については、事前申請と事後申請があるので、別表を確認の上、適切に申請してください。特に、申請期限を設けている事業で期限までに申請のない場合は、助成希望がないものとして取り扱いますので必ず期限（必着）までに申請してください。（事前申請の場合、1か月以上の遡り申請は受け付けません）

また、様式等は支援センターホームページからダウンロードできますので活用してください。

## 11 森林の仕事エリアガイダンスの開催について

令和8年度も林業単独の相談会「森林の仕事エリアガイダンス」を開催します。開催日程等は、下記の予定ですので、多くの事業体から出展をお願いします。

<エリアガイダンス開催計画>

### ○ 第1回

日時 8月中～下旬の土曜日、13時30分～16時30分  
会場 長岡市内（ハイブ長岡で調整予定）

### ○ 第2回

日時 11月下旬～12月下旬の土曜日、13時30分～16時30分  
会場 妙高市内または上越市内  
（「道の駅あらい」または「上越市市民プラザ」で調整予定）

### ○ 第3回

日時 令和9年1月16日土曜日、13時30分～16時30分  
会場 新潟市中央区内  
（新潟日報メディアシップ2階「日報ホール」）

## 12 林業技能検定対策研修について

令和7年度は、認定事業体からの要望を受け「にいがたフォレスト・ワーク支援事業」で3月上旬に実施しましたが、令和8年度は、担い手対策事業で実施する予定で、5月中旬開催で日程調整しています。

なお、開催決定したら通知しますので、受験希望者は積極的に参加願います。

森林整備担い手対策事業 令和8年度提出書類・期限

事業名	細事業名	助成対象期間	提出書類	添付書類	提出期限	事業実施について 交付決定前不可 (事前申請)	事業実施について 交付決定前可 (事後申請)
1 労働環境整備促進事業	1-1 林業事業体就労環境改善支援事業	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日	【交付申請時】 ○交付申請書 ○事業計画書(別表2)  【事業完了時】 ○実績報告書 ○事業成績書(別表2)		随時 (対象指導実施前)  随時 (対象指導完了後)	○	
	1-2 就労環境整備促進事業	令和8年1月1日 から 令和8年12月31日	○交付申請書兼実績報告書 ○事業成績書(別表2)	○労働条件通知書(雇用契約書)(写し)又は雇用通知書(写し) ※「月給性」及び「通年雇用」と明記されているもの ○健康保険標準月額表(写し) 期間途中で採用の場合…資格取得確認書(写し) 期間途中で退職の場合…資格喪失確認書(写し) ○協業化協定等(写し)	令和9年2月5日(金) (必着)		○
	1-3 就労環境整備支援事業	令和8年1月1日 から 令和8年12月31日	○交付申請書兼実績報告書 ○事業成績書(別表2)	○リース・レンタル請求書、契約書等(写し) …簡易トイレ・現場休憩所の貸主・期間・金額がわかるもの ○支払証明書…銀行振込依頼書等又は領収証(写し)	令和9年2月5日(金) (必着)		○
	1-4 雇用促進支援事業	令和8年1月1日 から 令和8年12月31日	○交付申請書兼実績報告書 ○事業成績書(別表2)	○労働条件通知書(雇用契約書)(写し)又は雇用通知書(写し) ※「月給性」及び「通年雇用」と明記されているもの	令和9年2月5日(金) (必着)		○
2 林業機械化促進事業	2-1 林業機械リース・レンタル支援事業	令和7年1月1日 から 令和7年12月31日	○交付申請書兼実績報告書 ○事業成績書(別表2)	○リース・レンタル請求書、契約書等(写し) …機械の貸主・機種・期間・金額がわかるもの ○支払証明書…銀行振込依頼書等又は領収証(写し)	令和9年2月5日(金) (必着)		○
	2-3 林業機械作業システム新規導入等支援事業	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日	【交付申請時】 ○交付申請書 ○事業計画書(別表2)  【事業完了時】 ○実績報告書 ○事業成績書(別表2)	○リース・レンタル請求書、契約書等(写し) …機械の貸主・機種・期間・金額がわかるもの ○支払証明書…銀行振込依頼書等又は領収証(写し) ○企画提案型利用問伐等促進事業契約書(写し)	随時 (新システム実施前)  随時 (事業完了後)	○	
3 森林施業プランナー育成事業	3-1 森林施業プランナー等育成研修奨励事業	令和8年度 研修実施期間	【交付申請時】 ○交付申請書 ○事業計画書(別表2)  【事業完了時】 ○実績報告書 ○事業成績書(別表2)		受講決定時に通知する  研修終了後通知する	○	
	3-2 森林施業プランナー等認定奨励事業	令和8年度内 試験・認定実施期間	○交付申請書兼実績報告書 ○事業成績書(別表2)	○合格証(一次試験・二次試験)または認定証(森林施業プランナー・森林経営プランナー)の写し	随時 (合格証・認定証受領後)		○
	3-3 森林施業プランナー活動支援事業	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日	【交付申請時】 ○交付申請書 ○事業計画書・事業予算書(別表2)  【事業完了時】 ○実績報告書 ○事業成績書・事業精算書(別表2)	○集約化施業に係る契約書又は精算書(写し) ○支出根拠書類	随時 (対象施業実施前)  随時 (対象施業完了後)	○	
	3-4 森林施業プランナー活動推進奨励事業	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日	【集約化完了時】 ○交付申請書兼実績報告書 ○事業成績書・事業精算書(別表2)	○集約化施業に係る契約書(写し) ○支出根拠書類	随時 (対象施業実施前)		○
	3-5 公社造林施業プランナー育成実践モデル事業	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日	【事業完了時】 ○交付申請書兼実績報告書 ○事業成績書・事業精算書(別表2)	○支出根拠書類	随時 (対象施業完了後)		○
4 フォレストワーカー育成事業	4-1 フォレストワーカー育成研修奨励事業	受講決定後 から 令和9年3月12日	【交付申請時】 ○交付申請書 ○事業計画書・事業予算書(別表2)  【事業完了時】 ○実績報告書 ○事業成績書・事業精算書(別表2)	○技能講習等修了証(写し) ○支払証明書…銀行振込依頼書等又は領収証(写し)	研修受講申請書と併せて提出  令和9年3月12日(金) (必着)	○	
	4-2 フォレストワーカー育成研修奨励事業	令和8年度 集合研修実施期間	【交付申請時】 ○交付申請書  【事業完了時】 ○実績報告書		研修受講申請書と併せて提出  令和9年3月12日(金) (必着)	○	
	4-3 フォレストワーカー等研修交流支援事業	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日	【交付申請時】 ○交付申請書 ○事業計画書・事業予算書(別表2)  【事業完了時】 ○実績報告書 ○謝金支払証明書 ○事業成績書・事業精算書(別表2)	○研修受入先事業体概要説明書類 ○研修日表(計画)  ○研修日表(実績) ○謝金支払証明書 …銀行振込依頼書等又は領収証(写し) ○研修交流の写真	随時 (研修実施前)  随時 (研修実施後)	○	
	4-4 現場指導者育成支援事業	令和8年度 研修実施期間	【交付申請時】 ○交付申請書 ○事業計画書・事業予算書(別表2)  【事業完了時】 ○実績報告書 ○事業成績書・事業精算書(別表2)	○研修受入先事業体概要説明書類 ○研修日表(計画)  ○研修日表(実績) ○謝金支払証明書 …銀行振込依頼書等又は領収証(写し) ○研修交流の写真	随時 (研修実施前)  随時 (研修実施後)	○	
5 にいがた緑の担い手育成・顕彰事業	5-3 フォレストリーダー等キャリアアップ支援事業	令和8年1月1日 から 令和9年12月31日	○交付申請書兼実績報告書 ○事業成績書(別表2)	○能力手当支給明細(毎月分、写し) ○該当資格の登録証または認定証(写し)	令和9年2月5日(金) (必着)		○
	5-4 緑の担い手育成技能講習等支援事業	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日	【交付申請時】 ○交付申請書 ○事業計画書(別表2)  【事業完了時】 ○実績報告書 ○事業成績書(別表2)	○技能講習等修了証(写し) ○支払証明書…銀行振込依頼書等又は領収証(写し)	随時 (講習等受講前)  随時 (講習等修了後)	○	
	5-5 インターンシップ等支援事業	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日	○交付申請書兼実績報告書 ○事業成績書(別表2)	○臨時雇用契約書(写し) ○実施状況の分かるもの(作業日報、日程表、写真等) ○宿泊費請求書(宿泊を伴う場合)…領収証(写し)添付	随時 (終了後)		○
育6 成山推しの進守り業手	6-1 求人等広報活動支援事業	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日	【交付申請時】 ○交付申請書 ○事業計画書(別表2)  【事業完了時】 ○実績報告書 ○事業成績書(別表2)	○活動実施内容の分かるもの(委託契約書(写し)、成果品等) ○支出根拠書類	随時 (広報活動前)  随時 (広報活動終了後)	○	

## にいがたフォレスト・ワーク支援事業

### <支援センターが実施する事業体向け研修等>

- ・フォレストワーカー育成研修 …………… 資料 No. 5
- ・森林施業プランナー育成研修 …………… 資料 No. 6
- ・現場指導者育成研修 …………… 資料 No. 7
- ・高性能林業機械オペレーターレベルアップ研修 …………… 資料 No. 8
- ・経営管理改善トップセミナー …………… 資料 No. 9

### <その他、支援センターが実施する就業希望者向け講習等>

#### ・林業基本技術体験講習

- 県内の林業関係専攻コースがある高校の生徒に対する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」、「伐木等の業務に係る特別教育」講習を実施。
- その他、県内の林業大学校相当の専門学校生徒に対する「走行集材機械の運転の業務に係る特別教育」講習も実施。
- 当講習受講の新卒者は即戦力です。積極的な採用をお願いします。

#### ・学生向け林業就業ガイダンス

- 県内の林業関係専攻コースがある高校、専門学校での就業ガイダンスを実施。
- \*学校周辺の林業事業体に就業している OB 等に事業体 PR を依頼する場合がありますので、積極的な協力をお願いします。

#### ・学生向け林業体験講習

- 広く一般の高校生・専門学校生・大学生を対象に、村上・上越の2会場にて1泊2日の日程で作業体験や作業見学等を実施。

#### ・林業就業に関する広報

- 「にいがた山しごと情報誌 Niigata Forestry Magazine」の作成・発行、「現場で働くフォレストワーカー等の PR 動画」の制作・配信。(年1冊・1動画)
- \*動画制作を希望する事業体は、当支援センターまで連絡願います。
- 特に希望がない場合は支援センターが声掛けをおこないますので、協力をお願いします。

## フォレストワーカー育成研修について

### 1 フォレストワーカー育成研修とは

「フォレストワーカー育成研修」は、県が新潟県林業労働力確保支援センターに委託した「にいがたフォレスト・ワーク支援事業」のメニューの一つとして実施されるものです。この研修を修了した者は、国に対して研修修了者名簿にフォレストワーカーとして登録を申請することができます。

### 2 フォレストワーカー育成研修の内容

次の3つの研修を2年間で実施します。

#### ① 資格取得研修

フォレストワーカーとして必要とされる12種類の講習や特別教育を受講します。基本的には、各機関で実施される講習等に自主的に参加するものですが、受講料に対して1/2から3/4が助成されます。

#### ② 集合研修

基本的には、1年目で10日間の集合研修を受講します。この中で林業の基礎知識、労働安全、伐木技術、森林調査・測量等について研修を受けます。

#### ③ OJT研修

2年間で林業作業と付随するメンテナンス等の実習を201時間行います。OJTでは、指導できる能力を有する者が指導者となります。

### 3 緑の雇用事業でのフォレストワーカー研修との違い

- ① 緑の雇用と比較して集合研修等の日数が少ないため、参加しやすい  
 緑の雇用：3年間で集合研修78日程度、OJT研修100日以上/年  
 FW育成研修：2年間で集合研修10日、OJT研修201時間以上
- ② 認定林業事業体以外でも受講可能（緑の雇用は認定事業体が主体）
- ③ 林業従事年数2年以上の人でも受講可能（緑の雇用は2年未満）
- ④ OJT研修の指導者は指導技量があればよい。（FL、FMでなくとも可）
- ⑤ 2年間の研修でフォレストワーカー登録申請可（緑の雇用は3年間の研修）ただし、林業従事年数が3年以上である必要があります。

### 4 フォレストワーカー登録者

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
登録人数	2 3 7	2 5 8	2 6 8	2 8 4	2 8 5

## 森林施業プランナー育成研修について

### 1 森林施業プランナーとは

森林施業プランナー（以下、プランナーという。）は、森林施業プランナー協会が認定する民間資格です。

プランナーは、間伐推進のための提案型集約化施業の業務を行う者として登場しました。現在では求められるプランナーの業務が広がり、作業団地単位ごとに森林施業の内容や事業収支を示した施業提案書を作成し森林所有者へ提示して施業を受託するほか、市町村森林整備計画に基づいた森林経営計画を作成します。

また、森林施業の収益を確保するため、現場技術者への作業内容の指示から実行管理までを行うことも想定されています。

プランナーは森林所有者に代わって地域の森林を管理し収益を上げるという役割を担っています。

### 2 森林施業プランナー認定試験

プランナーの認定を受けるためには、森林施業プランナー協会が実施する一次・二次試験に合格し協会に認定請求する必要があります。

○一次試験（R7：6月22日）

- ・筆記式、120分、100点満点中70点で合格
- ・試験問題はほとんど「森林施業プランナーテキスト令和7年度版」（森林施業プランナー協会発行）から出題
- ・令和7年度より森林施業プランナー認定試験一次試験はCBT\*方式で実施されています。CBT方式では、試験会場を全国350カ所から受験生が選択して受験することになります。

\*CBTとは、コンピューターを利用して行う試験の方式です。受験者が試験会場へ行き、設置されているコンピューターを使用して受験します。

CBTは「Computer Based Testing」の頭文字をとった表現です。

○二次試験（R7：11月17日～28日）

- ・書類審査及びオンライン面接（15分程度）集約化実績が1か所以上必要

### 3 森林施業プランナー育成研修

本研修は、提案型集約化施業の中心となる森林施業プランナーの育成を目的としています。研修を修了することで、森林施業プランナーの役割についての理解が深まりモチベーションの向上が期待できます。

- 対象者…県内の林業事業体でプランナーの認定を目指すもの
- 受講料…無料（認定事業体等は助成金有）
- 募集数…10人程度
- 研修日程…2日×3回（8月～10月に1回ずつ実施予定）
- 研修内容…提案型集約化施業、目標林型と間伐、路網計画、森林施業提案書の作成、コスト分析、工程管理、労働安全等

### 4 森林施業プランナーの認定者数（令和6年度末）

新潟県：66人（21森組49人、13会社14人、3その他3人：R6合格者3名）

\*全国：2,929人

## 現場指導者育成研修について

「緑の雇用」事業の指導員等を対象に「チェーンソーによる安全な伐木作業」について新規就業者等に必要な知識・技術・技能を的確に伝える方法を講義と実習によって習得させ、林業労働災害の減少を図ることを目的として以下のとおり研修を実施します。

### 【内容】

- ・チェーンソーによる伐倒技術について再確認したうえで、新規就業者等に技術を正確に伝える方法を講義と実技によって習得します。

### 【講師】 静岡県の任意団体

- ・ジット・ネットワークサービス 理事長 石垣 正喜 氏  
副理事長 米津 要 氏

### 【受講者等】

- ・受講者：次のア又はイを満たす者  
ア 「緑の雇用」事業の指導員、又は今後その役を担う予定の者  
イ フォレストワーカー登録後3年以上の伐木作業従事者
- ・聴講者：受講者の所属事業体の経営者（管理者）及び県内の林業関係団体役職員

### 【受講人員】

- ・受講者、聴講者：各10名以内（1事業体当たり1～2名）

### 【日程】

- ・令和8年11月9日（月）～11日（水）（予定）

### 【会場】

- ・講義：三島体育センター3階大会議室（長岡市吉崎526）
- ・実技：中越よつば森林組合・倉庫（土場）及び施業地

### 【研修内容】

研修日	時間	研修テーマ	備考
11月9日 （月）	9:00～12:00 （3時間）	①チェーンソー操作の基本知識 ②安全な伐木作業に関する基本知識	講義
	13:00～16:00 （3時間）	③目立て方法の再確認と習得 ④チェーンソーワークの必要性の理解と習得	実技 （倉庫等）
11月10日 （火）	9:00～16:00 （6時間）	⑤「安全な伐木作業」の確認と実践 （伐木・造材・かかり木処理）	実技 （施業地）
11月11日 （水）	9:00～16:00 （6時間）	⑥「安全な伐木作業」の指導 （伐木・造材・かかり木処理）	実技 （施業地）

### 【参加経費助成】

- ・参加者1人当たり助成額：10,000円／日 × 参加日数 最大30,000円
- ※ 聴講者は対象外
- ・成果発表会を開催する場合の助成額：50,000円／1団体当たり

## 高性能林業機械オペレーターレベルアップ・メンテナンス研修

### 1 研修目的・内容

高性能林業機械（プロセッサ・フォワーダ）の効率的な運用を可能とするため、講義及び実技による2日間の研修日程で機械の基本操作や始業前・終業後の日常点検、不具合が発生した際の対応方法などを適切に行なえるように、知識・技能の習得・再確認を行ないます。

### 2 対象者

「伐木等機械の運転の業務に係る特別教育」（プロセッサ等）及び「走行集材機械の運転の業務に係る特別教育」（フォワーダ）の修了者で、オペレーターとしての業務経験が浅い方や、当該林業機械のメンテナンスに関する知識の習得、又は再確認を希望する方を対象とします。

### 3 開催時期・会場等

12月～3月の間に県内（中越エリア）の会場にて実施する予定です。

詳細な実施内容は開催の約1ヶ月前になりましたら、県内の全認定事業体にメールにてお知らせします。なお、令和7年度は、参加者10名で3月24日～25日に中越よつば森林組合の倉庫・土場を借りて開催する予定です。

### 4 その他

公社の高性能林業機械貸付事業において、同一機種種の借受希望が競合した場合、本研修の受講者が多数いる事業体（過去5年間の受講者が対象）を優先としておりますので、積極的な受講をお願いします。

過去5年間の受講者（予定）数

年 度	R03	R04	R05	R06	R07
人 数	10	10	8	11	10
事業体	8	8	7	8	8

## 経営管理改善トップセミナーの開催について

新潟県の林業における新規就労者の離職割合は低いとは言えず、定着率を向上させるためには給与等の待遇改善と労働災害の低減が優先的に対応すべき課題となっています。

このような状況に対応するためには、各事業体が方針を定め一体となって取り組む態勢が望まれることから事業体管理者等を対象として「経営基盤の強化による雇用条件の改善」と「労働安全対策の推進」をテーマにセミナーを開催し、「安心して働き続けられる職場づくり」の一層の推進を図ることを目的に開催します。

### 1 【令和4年度経営管理改善トップセミナー】

#### ○第1回

演 題：「なぜ林業は危険なのか？ 経営者が守る従業員の安全」

講師：Woodsmen Workshop LLC. 代表 水野雅夫氏

参加者：29人（森林組合22人、民間認定事業体3人、行政関係者4人）

#### ○第2回

演 題：「経営基盤の確保と雇用条件の改善」～健全で魅力ある組織づくりのポイント～

株式会社フォレストミッション 代表取締役 坪野克彦氏

参加者：27人（森林組合14人、民間認定事業体10人、行政関係者3人）

### 2 【令和5年度経営管理改善トップセミナー】

演 題：「地域の森を活かし、組合経営の改善を目指して」

講 師：森松 亮 氏（富山県西部森林組合 代表理事組合長）

参集者：19人（森林組合12人、民間認定事業体4人、行政関係者3人）

### 3 【令和6年度経営管理改善トップセミナー】

演 題：「新潟県林業事業体の経営力強化に向けて」～他県の事例に学ぶ（仮題）

講 師：株式会社ピースマネジメント 代表取締役 江越卓真氏

参集者：21人（森林組合12人、民間認定事業体3人、行政関係者5人、その他1人）

### 4 【令和7年度経営管理改善トップセミナー】

テーマ：「林業DXによる経営改善」

講 師：株式会社ピースマネジメント 代表取締役 江越卓真氏

参集者：9人（森林組合7人、民間認定事業体0人、行政関係者2人）

### 5 【令和8年度経営管理改善トップセミナーの開催予定】

テーマ：「自活できる林業を目指して（仮）」

講 師：田口 房国 氏（株式会社シシガミカンパニー代表取締役）

時 期：下半期に開催予定

## 「緑の雇用」担い手確保支援事業

### (1) フォレストワーカー集合研修について

令和8年度「緑の雇用」担い手確保支援事業の集合研修については、令和7年度と同様の内容で6月から実施する予定。(研修日程は別紙日程表(案)のとおり)

### (2) フォレストリーダー研修について

令和8年度の「フォレストリーダー研修」については、「緑の雇用」担い手確保支援事業として実施します。

内容については、令和7年度と同様の内容で7月から実施する予定。

(研修日程は後日お知らせします。)

(1)(2)とも、講師の都合等により変更になる場合があります、変更の都度、当支援センターホームページ、メール等でお知らせするので、定期的な確認をお願いします。

# R8「緑の雇用」集合研修 日程表

6

日	月	火	水	木	金	土
5/31	1	2	3	4	5	6
	開講式 地域・職場における倫理 談話 と山・現場の歩き方		現場作業における安全 全力 健康管理			
7	8	9	10	11	12	13
	開講式 森林整備での 労働災害	現場作業における改 善力	造林・育林・間伐作 業における省力化		刈払機取扱 安全教育	
14	15	16	17	18	19	20
	伐木等の業務に係る特別教育					
	学科			学科・実技		
	開講式 素材生産での 労働災害	現場作業に おける総合力	森林施業 の体系	森林整備の省力化・ 低コスト化作業	はし作業 安全教育	
21	22	23	24	25	26	27
	安全な伐倒・造材・集材作業					
	実技①			実技②		
28	29	30				
	チェーンソー・刈払機 道具・資材のメンテナンス					

7

令和8年4月1日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
	玉掛け技能講習					
	学科			実技		
12	13	14	15	16	17	18
	安全な造林・育 林作業の確認	安全な伐倒・造 林作業の確認	かかり木等処理 の進め方	GPS測量の方法		
				学科・実技①	学科・実技②	
19	20 海の日	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	
		刈払機の メンテナンス	チェーンソーの メンテナンス	普通救命講習 道具・資材のメンテ		

8

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
	小型移動式クレーン運転技能講習					
	学科			実技		
9	10	11 山の日	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
	伐木等機械特別教育				同左	
	学科(全員)	実技①	実技②	実技		
23	24	25	26	27	28	29
	安全な伐倒・造材作業の確認					
	実技①			実技②		

9

日	月	火	水	木	金	土
	8/31	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
	機械集材装置の特別教育					
	学科(全員) 実技(全員)					
	森林情報の基礎と立木調査の方法					
	(学科)			(実技)		
13	14	15	16	17	18	19
	路網の種類と目的・安全な路網開設 ・維持作業		ICT・スマート 林業			
	(学科)		(実技)			
20	21 敬老の日	22 国民の休日	23 秋分の日	24	25	26
27	28	29	30	10/1	10/2	10/3
	車両系建設機械運転技能講習					
	学科			実技		

10

日	月	火	水	木	金	土
	9/28	9/29	9/30	1	2	3
	車両系建設機械運転技能講習					
	学科			実技		
4	5	6	7	8	9	10
	不整地運搬車運転技能講習					
	学科		実技①②			
	安全なかかり木等処理作業			チェーンソー伐倒・造材・集材		
	実技(全員)			実技		
11	12 スポーツの日	13	14	15	16	17
		造林作業・育林作業・間伐作業 の種類と目的				
18	19	20	21	22	23	24
	簡易架線集材特別教育		機械類の管理 方法(学科)		乗用系・乗務系高性 能林業機械のメンテ ナンス(実技)	
	学科・実技①		実技②			
25	26	27	28	29	30	31
	走行集材機械特別教育					
	学科(全員)			実技① 実技②		

11

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 文化の日	4	5	6	7
			木材流通と木材利用 木材の特性		安全な伐倒・造材作 業の最終確認	
8	9	10	11	12	13	14
	指導員研修					
	学科・実技			実技		
15	16	17	18	19	20	21
	安全な 育林作業		安全な育林と安全な 伐倒・造材作業	安全な伐倒・ 造材作業	安全な造林 作業・わな猟	
22	23 勤労感謝の日	24	25	26	27	28
	効率的な高性能林業機械の使い方 機械操作の検証(学科)					
29	30					

FW1

FW2

FW3

FW

イワフジ工業

東新重工

# 「緑の雇用」事業の研修の体系と助成月数(日数)

## 研修の種類 実地研修(OJT)

【試用期間】  
トライアル雇用 最大3ヶ月  
(上限60日)

**集合研修**  
(都道府県毎に森林組合連合会等に委託して実施)

**実地研修(OJT)**  
(事業体毎に実施)

【新規就業者】  
**林業作業士研修**  
(フォレストワーカー)  
(1年目)

**28日間程度**

**実践研修**  
最大8ヶ月  
(100日以上必須)

(2年目)

**29日間程度**

**実践研修**  
最大8ヶ月  
(100日以上必須)

(3年目)

**21日間程度**

**実践研修**  
最大8ヶ月  
(100日以上必須)

**集合研修**

【就業経験5年以上】  
**現場管理責任者研修**  
(フォレストリーダー)

**16日間程度**

**実践研修**  
最大8ヶ月  
(100日以上必須)

【就業経験10年以上】  
**統括現場管理責任者研修**  
(フォレストマネージャー)

**10日間程度**

# 「緑の雇用」担い手確保支援事業

林業就業に意欲がある若者など **就職** **林業経営体** 認定事業主であること等の条件があります。 **研修を受講** 「緑の雇用」担い手確保支援事業は、新規就業者の確保・育成や高度な知識・技術・技能を有する現場技能者へのキャリアアップを推進するための研修等を行う林業経営体に対して助成を行う事業です。

研修の体系		研修の体系			
研修の種類	トライアル雇用 本格就業前に、仕事や職場への適性を試す短期間の研修	林業作業士（フォレストワーカー）研修 森林調査、造林、育林、伐倒、造材、集材、土場管理など 林業就業に必要な知識・技術・技能を段階的に習得するための研修			
	林業就業希望者	山間部への定着希望者	1年目	2年目	3年目
林業経営体の要件	①認定事業主等である林業経営体 ②実施研修に必要な事業地、機材及び指導員を確保できる林業経営体	③兼業・副業・派遣・出向者に対する適切な雇用条件が定められていること 等	①認定事業主等である林業経営体 ②新たに造林事業を始める者で、FW研修（1年目）研修修了後3年以内に認定事業主となる意思を有する林業経営体 ③新たに伐採事業を始める者で、FW研修（1年目）研修修了後3年以内に認定事業主となる意思を有する林業経営体 ④特定地域づくり事業協同組合又は当該組合の組合員である林業経営体であること ⑤実施研修に必要な事業地、機材及び指導員を確保できる林業経営体 等 注：①②③④はいずれかに該当すること	①認定事業主等である林業経営体 ②実施研修に必要な事業地、機材及び指導員を確保できる林業経営体 ③新たに造林事業に取り組む又は造林事業を拡大する予定である林業経営体 等	③新たに素材生産事業に取り組む又は素材生産事業を拡大する予定である林業経営体 等
	①労働条件等を明確にした雇用契約により採用される者 ②研修修了後5年以上就業できる年齢である者	③林業就業経験：通算1年未満 ④山間部の定着に向けた就業先の一つとして林業を希望している者 等	③林業就業経験：通算1年未満 ④当該年度の通じた就業を予定している者 ⑤林業就業に対する意識が明確な者 ⑥林業就業に必要な健康状態の者 等	③フォレストワーカー研修（1年目）を終了している者 ④フォレストワーカー研修（1年目）修了後、3年以上経過していない者 等	③フォレストワーカー研修（2年目）を終了している者 ④フォレストワーカー研修（1年目）修了後、4年以上経過していない者 等
研修生の要件	①労働条件等を明確にした雇用契約により採用される者 ②研修修了後5年以上就業できる年齢である者	③林業就業経験：通算1年未満 ④山間部の定着に向けた就業先の一つとして林業を希望している者 等	③林業就業経験：通算2年未満 ④当該年度の通じた就業を予定している者 ⑤林業就業に対する意識が明確な者 ⑥林業就業に必要な健康状態の者 等	③フォレストワーカー研修（1年目）を終了している者 ④フォレストワーカー研修（1年目）修了後、3年以上経過していない者 等	③フォレストワーカー研修（2年目）を終了している者 ④フォレストワーカー研修（1年目）修了後、4年以上経過していない者 等
実地研修（OJT） 林業経営体の業務を通じて行う研修	実施する				
集合研修 他の林業経営体の研修生とともに集まって受講する研修	実施する				
		<b>林業作業の基本と安全（28日間程度の座学と実習）</b> 【研修中に取得する安全講習等】 ・普通救命講習 ・刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育 ・伐木等の業務に係る特別教育 ・玉掛け技能講習 ・小型移動式クレーン運転技能講習	<b>基礎力の定着・向上（29日間程度の座学と実習）</b> 【研修中に取得する安全講習等】 ・不整地運搬車運転技能講習 ・荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育 ・機械集材装置の運転の業務に係る特別教育 ・車両系建設機械（整地等）運転技能講習 ・走行集材機械の運転の業務に係る特別教育	<b>林業機械を使用した林業作業（21日間程度の座学と実習）</b> 【研修中に取得する安全講習等】 ・簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育 ・伐木等機械の運転の業務に係る特別教育	造林の知識・技能を中心とした研修（5～6時間程度のオンライン動画による受講及び復習テスト）

研修の体系	
現場管理責任者（フォレストリーダー）研修	統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）研修
担当する現場の効率的な運営を行うために必要な知識・技術・技能を習得するための集合研修	複数の現場を統括管理するために必要な知識・技術・技能を習得するための集合研修
①認定事業主等である林業経営体 等	①認定事業主等である林業経営体 等
①林業就業経験：通算5年以上 ②研修を受講するにふさわしい一定の技術水準を有する者 ③現場管理を行う（見込み含む）者 ④研修修了後、5年以上就業できる年齢である者 等	①林業就業経験：通算10年以上 ②研修を受講するにふさわしい一定の技術水準を有する者 ③統括現場管理を行う（見込み含む）者 ④研修修了後、5年以上就業できる年齢である者 等
現場におけるコスト・工程管理（16日間程度の座学と実習） 【研修中に取得する安全講習等】 ・造林作業の作業指揮者等安全衛生教育 ・はい作業主任者技能講習 ・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	経営的リーダーシップ・企画・運営（10日間程度の座学と実習） 【研修中に取得する安全講習等】 ・安全衛生推進者養成講習

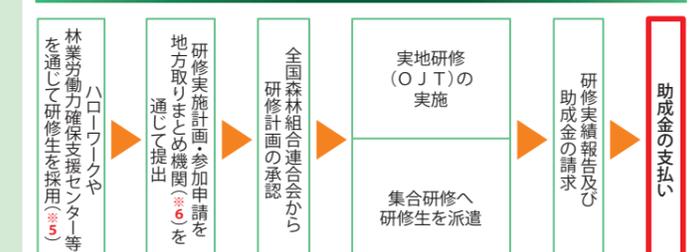
## 助成の内容・上限（予算状況により変動する場合があります。）

技術習得推進費	90,000円/月 (最大3ヶ月)	81,000円～94,500円/月※4 (最大8ヶ月)	90,000円/月 (最大8ヶ月)	90,000円/月 (最大8ヶ月)	90,000円/月 (最大2ヶ月)
研修生1人当たりの上限(定額)					
労災保険料	技術習得推進費に応じた労災保険料(52/1,000)(最大3ヶ月)	技術習得推進費に応じた労災保険料(52/1,000)(最大8ヶ月)	技術習得推進費に応じた労災保険料(52/1,000)(最大8ヶ月)	技術習得推進費に応じた労災保険料(52/1,000)(最大8ヶ月)	技術習得推進費に応じた労災保険料(52/1,000)(最大2ヶ月)
研修生1人当たりの上限					
指導費※1※2	5,000円/日 (上限60日)	5,000円/日 (上限140日)	5,000円/日 (上限140日)	5,000円/日 (上限140日)	5,000円/日 (上限40日)
指導員1人当たり(定額)					
研修業務管理費	20,000円/月 (最大3ヶ月)	20,000円/月 (最大8ヶ月)	20,000円/月 (最大8ヶ月)	20,000円/月 (最大8ヶ月)	20,000円/月 (最大2ヶ月)
1林業経営体当たり(定額)					
雇用促進支援費(住宅手当)	20,000円/月 (最大3ヶ月)	20,000円/月 (最大8ヶ月)	—	—	—
研修生1人当たりの上限※3					
就業環境整備費(社会保険)	—	10,000円/月 (最大8ヶ月)	10,000円/月 (最大8ヶ月)	10,000円/月 (最大8ヶ月)	—
研修生1人当たりの上限※3					
資材費	50,000円	50,000円 (但し、トライアル雇用にて同助成を受けていない研修生のみ)	—	—	—
研修生1人当たりの上限※3					
研修準備費 (チェーンソー・刈払機・無線機)	—	100,000円	—	—	—
研修生1人当たりの上限※3					
安全向上対策費 (防護スボン・ブーツ・ファン付き作業服)	—	50,000円	50,000円	50,000円	—
研修生1人当たりの上限※3					
研修環境整備費 (簡易トイレ・休憩所のレンタル)	—	20,000円/月 (最大8ヶ月)	20,000円/月 (最大8ヶ月)	20,000円/月 (最大8ヶ月)	—
女性研修生1人当たりの上限※3					
技能講習等受講費 (伐採作業等の技能講習等受講費)	—	—	—	—	110,000円
研修生1人当たりの上限※3					

## 助成の内容・上限（予算状況により変動する場合があります。）

技術習得推進費	90,000円/年
研修生1人当たりの上限(定額)	
日当	2,200円/日 (都道府県外・離島のみ)
旅行1日当たりの上限額	
宿泊費	7,800円/日、8,700円/日 (都道府県外・離島のみ) (※宿泊地により異なる)
旅行1日当たりの上限額	
交通費	実費 (都道府県外・離島のみ) ※公共交通機関の利用料等の移動に必要な経費
研修生1人当たり	

## 申請から支給までの流れ



※1：研修生の人数と、配置される指導員の数に応じて助成します。  
 ※2：指導費の助成について、別途定められた要件を満たす事業所がある場合はその事業所を1林業経営体とみなすことができます。  
 ※3：林業経営体負担分を上限とします。  
 ※4：研修生の定着率により変動します。  
 ※5：トライアル雇用とフォレストワーカー研修（1年目）（トライアル雇用から引き続きの場合を除く）のみ  
 ※6：林業労働力確保支援センター等（裏面の相談窓口一覧を参照）

●●●認定事業主とは ●●●  
 「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事から改善計画の認定を受けた事業主

●●●指導員について ●●●  
 実地研修(OJT)を統括的に管理・指導するため、各林業経営体で指導員を選任の上、研修指導を行います。

——指導員の資格——  
 フォレストリーダー研修もしくはフォレストマネージャー研修の修了者等

## 6 林業機械貸付事業について

令和8年度の林業機械貸付事業については、「公益社団法人新潟県農林公社高性能林業機械管理及び貸付要領」及び「令和8年度林業機械借受から返還までの流れ」に基づいて実施します。

令和8年度の変更等は、下記のとおりですので、「要領」及び「返還までの流れ」を確認の上、必要な手続きをお願いします。

### 記

#### 1 林業機械の導入等について

##### (1) 新規ハーベスタ（0.5m<sup>3</sup>級イワフジ製 GPi-40TC）の導入

- ・令和7年10月から貸付開始済み
- ・優先地域 フリー

##### (2) 次世代型高性能林業機械（ICTハーベスタ）の導入

- ・センターでは森林施業の効率化・省力化や生産性の向上を図るため、現場作業におけるICT化・DX化を普及していきます。
- ・県「次世代林業機械導入支援事業」によりICTハーベスタを導入し、今年度秋以降に貸し出しを開始する予定です。貸付希望の照会は貸し出しを開始する2か月前を予定しています。
- ・なお、貸付にかかわる要領など詳細については、県の事業実施要領の制定後に検討しお知らせします。
- ・導入にあたっては県とともに研修会を開催し、広く利用していただけるよう取り組みます。

#### 2 「高性能林業機械管理及び貸付要領」の改訂について

機械を借りていただいている事業者を対象に、先般、経費負担についてアンケート調査を行ったところです。

この結果に基づいて、以下のとおり高性能林業機械管理及び貸付要領の改正を行います。

→「別紙1のアンケート調査結果について」を参照

- ① 「経年劣化した油圧ホース類」の取り替え修繕経費を仮受者負担から支援センター負担に変更
- ② 「ゴムローラーの破損等、修理に要する高額な経費」について、高額を概ね20万円と明確化

→「別紙2の経費負担の変更について」を参照

- ③ このため、林業機械月額貸付料を平均20千円増額します。

→「別紙3の増額根拠、及び、林業機械一覧表（月額貸付料）」を参照

### 3 ご留意いただきたい事項

#### (1) 借受内容変更申請について

借受内容変更申請は、変更を希望する10日前までに、支援センターと協議の上、申請書を提出することになっています。提出等の日程について注意願います。

#### (2) 林業機械返還報告書の提出について

借受期間が終了した場合は、林業機械返還報告書を提出していますが、一旦林業機械の借受期間が終了し、翌月からあらためて借受期間が始まる場合も、新たな契約となるため、林業機械返還報告書の提出をお願いします。

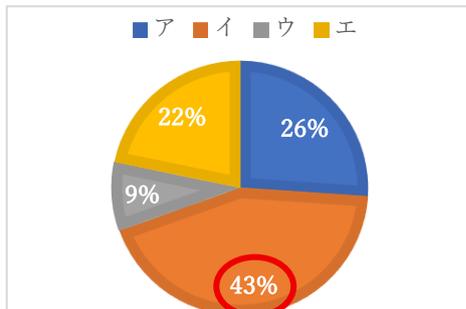
#### (3) 各種提出物の提出期限について

提出期限を過ぎて提出されますと高性能林業機械の貸付希望者が重複した場合、不利となりますので、ご注意願います。

#### (4) 「林業機械借受から返還までの流れ」に変更がありますのでご注意願います。

## アンケート結果について

### 回答いただいた結果について



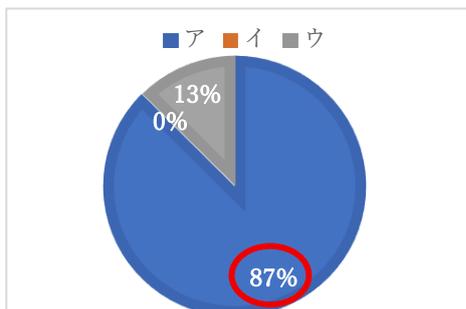
問 1 (1) オイル、油圧ホース等の通常の使用に伴う消耗品の経費負担について

ア、要領どおり借受者の負担とする。

イ、目視できない箇所（カバー内の油圧ホース等）は公社が負担する。(2)へ

ウ、利用していないのでわからない。

エ、その他、借受者と公社の経費負担の考え方

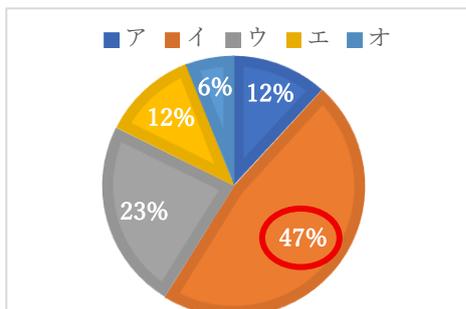


(2) 公社が費用負担する場合、要する費用は機械貸付料に転嫁せざるを得ません。

ア、目視できない箇所（カバー内の油圧ホース等）は年間費用を積算して、貸付料に転嫁することはやむを得ない(3)へ

イ、機械貸付料が上がるので事業は利用しない。

ウ、その他、消耗品の機械貸付料金への転嫁への考え方



(3) 公社が貸付料に消耗品の経費負担を転嫁した場合、貸付料の増額はどの程度許容されますか。なお、現在の機械貸付料は概ね1台16万円～25万円/月程度となっています。

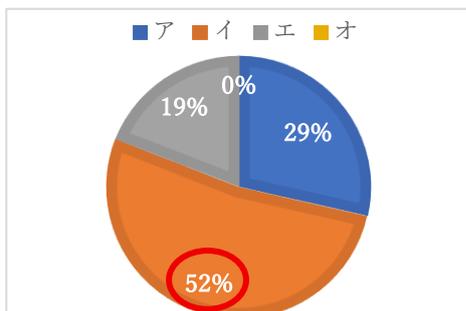
ア、10,000円以内

イ、10,000～20,000円以内

ウ、20,000円～30,000円以内

エ、30,000円～50,000円以内

オ、その他許容できる金額



問 2 ゴムクローラの破損等、修理に要する経費が高額となるものについては、内容により公社が負担できるものとして、その負担割合を決めることができるものとされています。

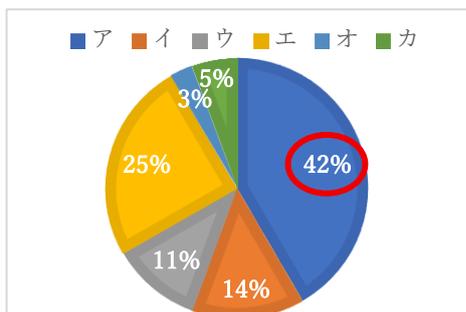
この場合、高額とはどの程度を想定していますか。

ア、5万円～10万円

イ、10万円～20万円

エ、20万円以上

オ、その他



問 3 当支援センターで将来、省力化・労働災害撲滅のために ICT (情報通信技術)、または DX 化 (デジタル技術) を駆使して新たな価値創造の取組) 対応した高性能林業機械を導入した場合、貴組合の考えについて近いものに○をつけてください。(複数選択可)

ア、効果の程度を把握したいため、まずは、機械研修などに参加したい。

イ、現場で試行するため短期間の貸付を希望したい。

ウ、積極的に貸付希望を出し、ICT または DX 化による省力的で効率の良い作業システムを構築したい。

エ、貸付料金が安価であれば利用する。

オ、ICT または DX 化に対応した高性能林業機械は使わない。

カ、その他、林業機械の ICT、DX 化について

## 経費負担の変更について

「高性能林業機械管理及び貸付要領」の改訂（抜粋）

## 借受人経費負担について

○機械の借受期間中の運行管理に要する一切の経費 ただし、運行管理経費（下表）に定める経費についてはこの限りでない。	高性能林業機械管理及び貸付要領第 11 条第 1 項
○運行に要する経費 燃料、オイル、 <del>油圧ホース</del> 等の通常の使用に伴う消耗部品 故障の修理、機械の運搬及び返却時の検収に要する経費	要領第 11 条第 2 項
○機械使用に係る対人・対物損害保険料等の費用	要領第 11 条第 5 項

## センターの経費負担

○運行管理経費 ・ 特定自主検査（年 1 回実施） ・ 定期自主検査 （貸付前点検または月次点検として 3 ヶ月に 1 回を目安に実施） ・ 機械所有に係る公租公課 ・ <span style="border: 1px solid black;">経年劣化した油圧ホース類</span>	要領第 11 条第 1 項
○ゴムクローラの破損等、修理に要する高額な経費 <span style="border: 1px solid black;">概ね 20 万円とする。</span>	要領第 11 条第 4 項

### 別紙3

#### 林業機械増額の根拠について

- 1 令和1～5年度に当センターが、経年劣化による油圧ホースの修理費を負担していましたが、負担額は、年平均で総額500万円程度でした。
- 2 年平均負担額を各林業機械の貸付金から捻出こととし、月平均の貸し付け額の増額は以下のとおり算出しました。

油圧ホースの修理費 5,000,000 円/年 ÷ 21 台(タワーヤーダを除く公社の林業機械)

÷ 12 (ヶ月) ≒ 20,000 円/月・台

# 林業機械貸付に係る故障・不具合について

## I 今年度実際に確認されている故障不具合

よし！って言ったの誰ですか？



- 1 チェーンソーによる伐倒作業で伐倒方向と違う方向に伐倒木が倒れ、伐倒木がハーベスタを直撃し、ハーベスタのキャビンのガラス・ヘッドガードを損傷。
- 2 定期点検時にサイドミラーがなくなっているのが見つかる。
- 3 次の借受事業体の引渡し点検時に凹み等が見つかる。
- 4 「日常点検(\*参考)がされていないようだ」と修理業者から報告がはいる。  
(日常点検がされていれば故障の前に発見できた etc.)  
(例：各部ピンの抜け)

### \*参考

**労働安全衛生規則 第百五十一条の百十** 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

- 一 制動装置及び操縦装置の機能
- 二 作業装置及び油圧装置の機能
- 三 ワイヤロープ及び履帯又は車輪の異常の有無
- 四 前照灯の機能

## II 機械担当からお願いしたいこと

- ・何か不具合故障があった場合はすぐに連絡をお願いいたします。
- ・修理業者による定期点検や貸付前点検を行わずに次の事業体に機械を移動する場合がありますので、機械の貸付を終了するときは次の事業体が気持ちよく使えるように、清掃、グリスアップや給油をお願いいたします。

- 2026. 03. 10 現在の高性能林業機械の不具合・故障の件数は 107 件となっております。
- 古い機械が多いので経年劣化によるものもありますが、不注意によるものもあります。長く使えるように、ご協力をお願いいたします。

## 林業就業支援事業

林業就業支援事業は、厚生労働省委託事業で全国森林組合連合会が受託し、当支援センターで全森連から委託を受け実施してきました。

令和8年度も令和7年度と同様に4月から2月末まで全森連から委託を受け当支援センターで林業雇用管理改善と林業就業支援講習の2事業を実施します。

### (1) 林業雇用管理改善について

林業事業体の雇用管理改善を進め、林業の就職促進と職場定着を促進することにより、林業労働力の育成、確保を図ることを目的として実施します。

令和8年度も、以下の事業を実施しますので、受入れ及び積極的な参加をお願いします。

#### ア 雇用管理セミナー及び雇用管理改善相談会の開催

事業主等に対する雇用管理改善に係る情報提供及び相談・助言を目的として開催。  
(9月中旬から下旬に新潟市中央区内で開催予定)

#### イ 雇用管理に関する巡回相談

林業就業支援地域アドバイザーによる林業事業体への巡回相談。  
巡回は認定林業事業体を基本的に対象として実施しますが、認定事業体以外の事業体についても実施する予定です。(30事業体を予定)

#### ウ 林業求職者の相談対応

森林の仕事エリアガイダンス等で林業求職者からの相談に対応。

#### エ 情報提供

林業就業支援講習や各種相談会等の情報及び林業事業体の求人情報等の情報提供。

## (2) 林業就業支援講習について

令和8年度も、新たに林業への就業を希望されている方を対象に林業就業支援講習「実践コース」「体験コース」及び「1日コース」を実施します。

実践コースでは、チェーンソーと刈払機の特別教育を実施し資格が取得できるほか、幅広く林業作業を体験できるプログラムとなっています。

3コース共に受講生の就業相談会を設けますので、事業者の皆様の出展をお願いします

### ア 講習の目的

新規の林業求職者に対して、林業に関する十分な情報と基礎的な知識、技術を付与する講習を実施するとともに、就職相談等の支援を行い、林業への新規就業の促進と職場定着を図り、林業労働力の育成、確保に資することを目的とする。

### イ 講習対象者

- ① 林業未体験の求職者で受講が就職の実現に資すると認められる者、または林業事業体に就業経験があるが林業作業未体験の者
- ② 林業への就業を強く希望し林業就業への意思が明確であると認められる者
- ③ ハローワークに求職している林業求職者
- ④ 林業就業への意思の明確化を促進するために受講が適当と認められる者

\*④は受講優先度が低く①～③の受講人数で余裕のある場合、受講可能

### ウ 講習の概要

#### 【共通】

- ① 受講料：無料
- ② 助成金：宿泊費（食事代除く）として1泊当たり4,400円を限度として助成

#### 【コース別概要】

区分	実践コース	体験コース	1日コース
実施時期	6月上旬	11月上旬	10月上旬
募集人数	10人程度	10人程度	10人程度
受講日数	実講習日数は11日間で土日を休講日として連続して実施	実講習日数は3日間で連続して実施	1日
講習内容	基本知識、安全衛生、資格取得特別教育、林業作業実地講習、施設見学、就業相談・生活相談	基本知識、安全衛生、林業作業実地講習、施設見学、就業相談・生活相談	現場見学、施設見学 就業相談、生活相談
資格取得	刈払機、チェーンソーの安全衛生教育・特別教育実施	なし	なし
作業体験	4日間で林業作業を幅広く体験	1日作業体験と現場見学	なし
宿泊助成	11日限度、4,400円/日	3日限度、4,400円/日	なし
その他	ヘルメット、防護服、手袋、安全靴は貸与	ヘルメット、手袋は貸与	なし

## 地域林政アドバイザー活用促進事業について

新潟県農林公社では平成 31 年 4 月からスタートした「森林経営管理制度」に伴い、新潟県からの業務委託により、地域林政アドバイザーを 1 名配置し、以下の事業を行っている。

### 1 業務内容

#### (1) 地域林政アドバイザーによる指導・助言等

- ・市町村等への巡回による市町村の進捗情報・課題等の把握及び制度の運用に必要な情報の提供
- ・要請に基づく市町村等への派遣による専門的技術・知見等の指導・助言等

#### (2) 林業技術者の情報提供と管理

- ・「活動意向のある林業技術者リスト」を活用した紹介希望市町村への人材情報の提供
- ・林業技術者リスト内容の変更等に伴うリスト修正内容の市町村等への連絡

#### (3) 相談窓口の設置（直通電話 025-290-7161）

### 2 活動概要

令和 7 年度は県内 8 地域振興局の担当職員と連携し、16 市町村に伺ったほか、電話等による進捗状況及び問題点の確認を実施しアドバイスをを行った。

### 3 令和 8 年度以降の活動方針

森林経営管理制度実施中の市町村に対しては、林野庁に確認しながら、その都度、的確なアドバイスの実施に努めるとともに、森林経営管理制度未着手市町村については、他市町村等の実施状況を紹介するなど、早期実施が計られるよう継続指導を行っていきます。

なお、森林経営管理法の改正に伴い集約・配分計画の一括作成等が可能となった等の変更点があるため活用可能な市町村・事業体等へ新制度の普及に努めたいと考えています。